



Title	孝子義兵衛関連文献と懐徳堂との間 附翻刻
Author(s)	佐野, 大介
Citation	懐徳堂センター報. 2005, 2005, p. 145-179
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24381
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

孝子義兵衛関連文献と懷徳堂との間 附翻刻

佐野 大介

はじめに

江戸時代中期以降、幕府や藩といった行政による孝子の表彰とともに、知識人によるその行状の記録が盛んに行なわれた。孝子義兵衛とは、山城国葛野郡川島村の農民で、孝行を表彰された人物であり、その行状を記したものが複数存在している。

その主なものとして、中井竹山が義兵衛の孝状を言上する際に提出した『孝子義兵衛記録』^(註)、心学者布施商翁の撰した義兵衛伝である『西岡孝子儀兵衛行状聞書』^(註)、懷徳堂で学んだ加藤景範が義兵衛の事蹟を記し、懷徳堂蔵版にて出版された『かはしまものかたり』^(註)がある。

そのうち『かはしまものかたり』には、書誌学的解説として、湯浅邦弘氏「中井竹山関係資料」(『大阪大学大学院文学研究科紀要 モノグラフ編』第四二巻―二、湯浅邦弘編、二〇〇二年)及び『懷徳堂事典』の「かはしまものかたり」の項(湯浅邦弘編著、大阪大学出版会、二〇〇一年、九〇頁)があり、その内容に関する論考として、小堀一正氏「孝子顕彰運動」(小堀一正氏・山中浩之氏・加地伸行氏・井上明大氏「中井竹山中井履軒」明徳出版社、昭和五五年、第二章第五節、後に『近世大坂と知識人社会』清

文堂出版、一九九六年)・宮川康子氏「懷徳堂思想と民衆」(『日本思想史学』二十四号、一九九一年)及び「心学と懷徳堂―二つの『かはしまものかたり』」(『自由学問都市大坂』講談社、二〇〇二年、第五章)がある。

『かはしまものかたり』の内容面については、筆者は特にこれら先学の筆に附加しうるものを持たないが、上記三本の翻刻にあたり気づいた点など、孝子義兵衛関連文献と懷徳堂との関係について二三述べてみたい。

なお、後に附した「翻刻篇一」は、『かはしまものかたり』を翻刻し、さらに『西岡孝子儀兵衛行状聞書』と『孝子義兵衛記録』とをそれに対応させて附載したものである。^(註) また、「翻刻篇二」として、義兵衛を称えた竹山の漢詩「孝子義画像引」(『奠陰集』詩卷四)の訳註を附した。

一、懷徳堂による義兵衛伝と『西岡孝子儀兵衛行状聞書』と

先づ、これら資料が撰された状況を概説する。明和七年(一七七〇)当時、姻戚である革嶋家の後見をとめていた竹山は、その関係で川島村に出入りしていた。そうしたことから、義兵衛の行状を知り、義兵衛援助の募金活動を行なうとともに、領主の鷹司家にその孝行ぶりを言上する。そ

の結果、義兵衛に年貢の免除や扶持米などが与えられた。この言上の際用いられた、竹山が義兵衛の行状を記した原稿が『孝子義兵衛記録』（以下、『竹山版』）である。同年、心学者布施松翁の手になる『西岡孝子儀兵衛行状聞書』（以下、『心学版』）が上梓され、翌明和八年に『かはしまのかたり』（以下、『かはしま』）が出版される。

これらの成立時期については、『竹山版』の本体部分には「明和七年庚寅四月」とあり、『心学版』刊記には「明和七庚寅五月」、「かはしま」本文に「明和庚寅之冬」（明和七年）、竹山の跋には「明和辛卯十一月」（明和八年）とある。これらに拠れば、僅かな差ながらその成立は『竹山版』『心学版』『かはしま』の順となる。

三本間の内容面の関係については、先づ『竹山版』と『心学版』との間について注目してみると、その内容のみならず文章も非常に似通った箇所が多いことが解る。例えば、母の足の痛みに関する節では、

老母當春已來は、取分け足のいたみ強く候故、毎夜湯を引せ候上に、
深更迄はなでさすり、萬事に別して心を遣ひ罷在候。【竹山版】

當春已來は、取わけて足の痛み強く成しゆへ、毎夜湯をつかはせ、深
更まで撫摩なですりなどし、別して萬に心を尽せり。【心学版】

とあり、両者はほぼ同じ文章であるとしてよい。煩を避けるため他の例示は措くが、この様な例は枚挙に暇ない。両本とも、義兵衛の孝状を記すものであるから、プロットやストーリーが似通っているのは当然のこととしても、ここまで文章が一致するのは、先行する文章を後行のものが襲った結果に他ならないであろう。

『かはしま』には、義兵衛の孝状は竹山によって初めて顕彰されたということが強調されていることから、その際用いられた『竹山版』が『心学版』に奥付通り先行すると考えるのが妥当である。しかし、『心学版』は明和七年五月に記されているから、「同廿八日（引用者注：明和七年五月二八日）御所より義兵衛被召出、御褒美被下置候御事……」（『竹山版』『追加』）とあるように、五月二八日に表彰されたことよって、初めて商翁が義兵衛の存在を知ったとは考え難い。なお、言上の際に用いられた『竹山版』本体部には「明和七年庚寅四月」とあるが、署名に「中井善太」「辻本清左衛門」の二者の名が記されているように、これは言上書として最終的に成書された日付であると思われる。『かはしま』に、

ぜんぜうは大坂にくだり、事のあるやう、書つらねて、みすごすまじきことはりを、親しきが中にかたらへるに、あはれあはれとよみつたへて、こころよくこころざせるめぐみを、むれらかにとりあつめてをくれり。（『かはしまものかたり』）

とあるように、竹山は募金運動のために義兵衛の行状を「書きつらね」たものを同志に配っていた。この配布物が、『竹山版』の本文部分であり、表彰以前の「あはれあはれとよみつたへ」ていた段階で、すでに松翁の目に触れていたものと考えられる。恐らくは、「親しきが中」の読者が松翁に見せたものであるうが、だとすれば、宮川氏が「実際に懐徳堂と心学の知的市場はかなりの範囲で重なりあうものであったらう。」（宮川氏前掲論文）とする一つの具体例といえるであろう。ただ、『竹山版』は言上を目的として撰されたものであり、他の二本に比して具体的な孝行の記事が少ない。それに対して『心学版』ではエピソードがかなり増加しており、

独自の取材がなされていたことが窺われる。

また、『竹山版』と『かはしま』との関係については、同じ懷徳堂関係者の撰であり、竹山が『かはしま』に跋を寄せていることなどからも、『かはしま』が先行する『竹山版』を参照していることは確実である。また、本稿翻刻篇は、便宜上『かはしま』を三九段に分け、『心学版』と『竹山版』との内容が対応する部分を並載したものであるが、これを一見して、『竹山版』に載す記事はほぼ全て、内容のほぼ同じい文章が他の二本にも存在していることが解る。

また『心学版』と『かはしま』との関係については、宮川氏が『西国孝子儀兵衛聞書』と明和八年懷徳堂から出された『かはしまものがたり』は、その内容もほぼ同じ（宮川氏前掲論文）とするように、一見してこの両者の内容が近いことが見てとられ、景範が『心学版』を参照したことは間違いない。また、『かはしま』の最終部には、竹山の募金活動から領主への言上、領主より褒美を賜ったことなど、顕彰の顛末が記されているのだが、それ以外、つまり義兵衛の孝行について、『かはしま』独自の記事はほぼ無いといつてよい。序には「是に於て事、甚しくは旧（引用者注）：『心学版』を指す）に加えず。」（『かはしま』序）とあるが、「翻刻篇」を確認するに、むしろ「加え」ないだけではなく、却つて記事の数は減少していることが見てとられる。ここから、景範が『心学版』の記事を選択して『かはしま』に取り入れたこととともに、独自の取材はなしていないことが窺われる。義兵衛の行状を箇条書きにした『心学版』に対し『かはしま』は、「文章によって書かれた一つの作品として構成されている」（宮川氏前掲論文）とされるように、改段を用いずより流麗な文体で記されるなど、より文学作品に近いスタイルを採っているのだが、記事の量には重点が置かれなかったようである。

これら三資料は、同一の主題を扱っている上、それぞれ先行する作品を襲っていると考えられるため、独自の孝親といったものを見ることはできない。ただ、『竹山版』のみ「是は孟子に相見え候、親の口を養ひ候も肝要なれども、親の心を養は一人大切の儀との趣に自然と相叶ひ、別て奇特之至に御座候。」（八段）として『孟子』を引用する箇所が存在すること、『かはしま』が『心学版』にある「北野富田屋の墓所は、京寺町天性寺に有。儀兵衛、月に一兩度は、かならず参詣し、花水をたやさじ……。」（十九段）や「或人儀兵衛に問。孝行をせよといふ教へを、儒者か仏者に、聞れしことありや。儀兵衛答に、曾て、孝行にせよといふ教へを聞きしことなしといふ……。」（三十四段）といったエピソードを採用していないことなどに、僅かに儒学を宗とする懷徳堂の関係者らしさを窺うことができよう。

また、履軒による『かはしま』の序には『心学版』を指して「京刻の状、其詞俚近、以て実を記すに足れども、以て後に伝うるに足らず。」とあり、竹山も「京邑に刻有り、織悉に書す。但だ惜しむ刻中旌典を脱するを。人唯だ惨を見て舒を見ず。」（「孝子義画像引」とする。景範は竹山による頭彰の課程を詳載するとともに、「あまたの善人は、また孝子によりて、をのく其美をなせり。されば、中井のぬし（引用者注）：竹山を指す）は、孝子のための天也。孝子は、衆人のための天なりとやいふべからむ」（『かはしま』附録「成美のことば」として、竹山を、ひいては懷徳堂を褒めそやしている。そもそも懷徳堂側の『かはしま』作成意図には、『心学版』の文章が「俚近」であり旌典の事実が記されていないという欠点の補完とともに、小堀氏が「孝子儀兵衛についての本家争いといったところかも知れない。」（小堀氏前掲書、八十五頁）とするような意識があったものと思われる。

二、竹山の詩と『愉婉録』と

懷徳堂関係者による義兵衛関連の文章としては、これらの他に竹山による漢詩「孝子義画像引」がある。(在十三)これは、明和七年(一七七〇)に詠まれたもので、竹山の詩文集『奠陰集』(詩四卷)に収められている。また興味深いのは、三浦梅園『愉婉録』下巻(紺屋町はつ／山城国儀兵衛／糸永村矢野雖愚)の章)に、この詩が引用されていることである。(在十四)ここには、孝女はつの主人である綾部妥胤が安永五年(一七七六)に来阪の際、正月廿日の懷徳堂での節会に招かれたことが記されている。当日、竹山は義兵衛の家の竹で手拭かけを作り、献金の礼として託されたはつの手拭いに自ら「豊後杵築孝女初手製」と書してかけたことが記され、続いて、

川島孝子の事は、大坂加藤氏がつづりて梓にちりばめられたれば、世の人のしる所なり。されども、その人最榮とすべき事は故ありて其分にもせず。竹山これが爲に詩作つて傳ふ。妥胤の許より得てここにしるし、みんなの興記せんことをこひ願ふ。

とある。次に「孝子義画像引」が引用され、さらに、

誠に一窮民として直に 天子の賜を拜する事、孝の貴きにあらずんばいかでか得ん。孝子多くは窮乏の人であり、子路も貧敷は孝道のさまたげなる事をいためり。(在十五)中井の勸奨により程なく義兵衛も心よく親を奉養せり。誠に孝子貞婦忠奴の類、みんなはかくこそあらまほしけれ。國君だにそのあはれみをたれ給ふことなれば、鄰里郷黨したしみあら

ん人は、せめては其孝心をなりともたすけたし。世の病人にあひ災にかかれれば、神に祈り佛にもとむ。されども、罪を天に得れば、いのるに所なしといへり。只罪を天に得ざらん折は、父母に順なるに始るべし。

とある。なお、「孝子義画像引」には、「藤公激賞して義を召して至らしめ 褒錫復除恩意勤なり(藤公激賞召義至 褒錫復除恩意勤)」「誰か余の状を傳え紫禁に入り 一朝長信宮に獻納せん……救して賜う大官の蔗霜果 申之御府錠子銀」とあり、また、「かはしま」の附録「成美のことば」には、「秋の宮(引用者注……皇后を指す)にさへ、其事のきこえあがりぬとや」とあり、義兵衛は、藤公(鷹司家)と紫禁(皇居)との両方より褒美を受けたことが解る。ここに「その人最榮とすべき事は故ありて其分にもせず」とあり、梅園は、『かはしま』本文に載す褒美や復除についての記述は、領主鷹司家によるもので、皇室より褒美を受けたことを記していない、と考えていたようである。なお、『奠陰集』載す「孝子義画像引」には改行は無いが、『愉婉録』では、「太后」「天顔」「玉音」などの言葉が抬頭(在十五)されている。

ここでは、「大坂加藤氏がつづりて」「中井の勸奨により」として『かはしま』や竹山の功績についてのみ記し、『心学版』への言及はない。このことも「麻田剛立や中井履軒と生涯文通した。」(湯浅邦弘編著『懷徳堂事典』「三浦梅園」の条、大阪大学出版会、一七九頁)とあるように、梅園の懷徳堂との交流を窺わせる。また、梅園が竹山の孝子を称える詩を己が著書に引用していることは、履軒が紺屋町はつの行状を『錫類記』(弊帚

『続編』所収)として記し、竹山が股野玉川『龍野鳴盛編』に序を寄せていることなどとともに、懷徳堂関係者の他地域の儒者との交流の要点の一つに、孝子顕彰という志があったことを示している。また、これら孝子譚の撰書は、各々が全く独立してなされたものではなく、当時の儒学者間のネットワーク共通の主要な関心事であったことが窺われよう。

三、その後の義兵衛と懷徳堂関係者と

義兵衛は、懷徳堂が顕彰した孝子の中でも、後世における一般の知名度がかなり高い。このことは、昭和三年発行の国定教科書『尋常小学修身書』(巻五)第十課「孝行」として、義兵衛の行状が採用されていることの影響が大きかったと考えられる。

これは、大正五年に文部省が国定教科書資料を募集し、当時の川岡村尋常高等小学校長であった鈴木岩人氏が『心学版』を以て応募し、採用されたものである。大正六年に、このことを記念して、孝子会(京都府葛野郡川岡村役場内)より教科書採用に到った顛末・資料等を附して、『心学版』が翻刻印行されている。

ところで、孝子会版『心学版』の末には、「孝子儀兵衛翁に関する本校の施設其の他」が附載されており、国定教科書資料当選報告祭に関する報告が記されている。そのうち「8、其他の参考書類」には、「イ、本派本願寺教學課より」「ロ、京都市弁護士今井豊治郎氏より」と並べて「ハ、東京市中井木菟麿氏より」として、木菟麻呂よりの寄稿文が載せられている。現在では孝子会版『心学版』も入手が困難と思われるので、以下に寄稿文の全文を記す。(括弧内ママ)

承り候へば、先般文部省募集の教科資料に對し孝子儀兵衛氏の事實を以て應募被成候處第二等賞に御入選相成候由別して全國に四名との御事に候へば稀有の御當選と可申是眞故人が孝徳の餘榮にして感喜不知所言候歿後百有餘年にして全國都鄙兒童の爲に孝道の標識と立てられ候儀孝子感化の偉大なることに驚候右に付去る十二日於貴校及冷聲院孝子墓前盛大なる奉告祭御舉行に相成候由尚又竹山履軒の靈にも奉告有之度との御儀承知仕候先靈にも定めし満足に存候こと、存じ於適當の時期舉行可仕候(後略)

時代が下り、木菟麻呂の世代には「本家争い」といった意識は稀薄になつていたようである。また、この後に一段下げて附された解説には、

因に誌す、中井木菟麿氏は、孝子儀兵衛を愛護して今日の名聲を發揮せしめられたる故贈從四位中井竹山中井履軒兩先生の後裔に當らせらるゝ人にして孝子に多大の同情を有せらる。

とあり、竹山履軒及び木菟麻呂が一つの權威として紹介されていることが窺われる。なお、孝子会版『心学版』の附録「三、孝子祭」に「4、孝子の遺物左の如し」として、「ホ、同『思無邪』軸物(東京中井木菟麿氏寄贈)(括弧内ママ)とある。これは、大正四年に創設された「孝子祭」にて展示されたものと考えられ、国定教科書資料当選報告祭以前より木菟麻呂と孝子会とに交流があったことが解る。

また、冷聲院の顕彰碑には、「(引用者注：義兵衛は)当時ノ大儒中井竹山中井履軒三浦梅園加藤竹里頼春水等諸先生ノ知遇ヲ得テ孝名一世二籍甚タリ」とある。『かはしま』と『心学版』との一般への認知度に関しては、

「この話の普及には竹山よりも心学道話の方が与って力があつたようである」(小堀氏前掲書八五頁)とされるが、權威付けとしては心学者である松翁よりも「当時ノ大儒」である「中井竹山中井履軒……加藤竹里」の名に効果があつたのであろう。

おわりに

竹山が顕彰した義兵衛の行状は、孝子顕彰及び孝子伝の作成が盛んであつた当時の時流に合い、多くの文献に記されるとともに、後には国定教科書として全国に広まった。その発端について懷徳堂関係の文献には、「屢しば愛助を思いて里司に諭す、府に告げ勸奨せん是れ事の宜しきをと。邑中の父老、頑なること石の如く、唇焦れ舌乾くも一唯無し。」(「孝子義画像引」)、「かうまで世に聞ひるむるが、もし上にきこえたらんには、をこたりのとがめやあらむと思ひさはきて」(『かはしま』)など、本来義兵衛の顕彰を働きかけるべき「邑中の父老」「里のおさ」の消極性が強調されている。懷徳堂内部では、義兵衛が顕彰に到つたのは、ほかでもない竹山(懷徳堂)の貢献が大きかつたとの自負が強かつたといふことができよう。

注

(注一) 中井竹山著。本稿では、『日本教育文庫―孝義篇上―』(黒川真道編、株式会社日本図書センター、昭和五二年)所収の翻刻を用いた。なお、同本には「内閣文庫蔵写本による」とある。

(注二) 布施松翁撰。刊記に「明和七庚寅五月ノ皇都書林ノ西堀川通高辻上ル町 錢屋七郎兵衛ノ寺町通夷川上ル町 新屋平治郎」とある。

る(冒頭に「儀兵衛図」を附す)。なお活字翻刻として、『孝子儀兵衛行状聞書』(孝子会発行、大正六年)・『松翁道話』(石川謙校訂、岩波書店、一九三六年)がある。また、『孝道』(沢柳政太郎、富山房、明治四三年)の第四章「孝道行実」の「西岡孝子儀兵衛」条に義兵衛の行状が記されており、末尾に「矩道著孝子善行伝、木版単行本、帝国図書館蔵、文章結構全然改む」とある。

(注三) 加藤竹里撰、中井履軒序、中井竹山跋。懷徳堂蔵版。

(注四) 以下、本稿で『かはしま』の段を示す際には、【翻刻編一】のそれを用いる。

(注五) 『竹山版』は、言上の際に提出した義兵衛の事蹟を列記した本体部分に、口上書である「義兵衛儀に付善太郎ヨリ申述候口上之覺」が附され、さらに「追加」として、表彰までの事情説明及び御所より下つた沙汰類を附す。

(注六) なお、『心学版』第四節では、底本・岩波文庫版が「稲の中にも実いりあしく、ふさくなる田地、または凶年の悪米に多くいづる物なるを」に作る部分を、孝子会発行版のみ「凶年の悪米に多く出るものにて、貧民といへども喰かね大かた牛馬の食にする物なるを」に作る。三版間の文意に関わる異同は唯一当該箇所のみだが、後者の文章は、『竹山版』の「凶年の悪米に多く出候ものにて、貧民にてもたべかね、大方牛馬にくわせ候物にて」(第三節)とほぼ同じい(「翻刻篇」の『かはしま』第一五節相当部を参照)。孝子会発行版を作成する際、『竹山版』を参照したと考えられるが、その理由は未詳。

(注七) 竹山が後見していた革島政之介(竹山の妻、順の弟)の親類。

(注八) 尤も、この分段は筆者による便宜的なものであり、確実な論拠

とはならないのは当然である。だが、大まかな傾向を考えるにあたって、参照することもあながち無意味ではあるまい。

(注九) この記事数の差異が、本稿「翻刻篇一」の「附録」部に当る。

(注十) 小森嘉一氏「心学に関する文献」にも『西岡孝子行状聞書』

は、明和七年に刊行せられ、山城国葛野郡西岡川島村の孝子儀兵衛の事蹟の所謂聞書であつて彼の思想を見るには足りない。『心学』第五卷、雄山閣、昭和一七年)とある。余談だが、『松翁道話』には、己の体を金銭に換算して親の恩の大きさを説くなど、孝に関して余程興味深い論が見える(三篇卷之上)。

(注十一) ただ、『かはしま』が仏教関係のエピソードを全て採用していない訳ではない。『かはしま』にも、「朝」に出る日をおがみ、神だな持佛をおがみ(十八段)などがある。

(注十二) 中井竹山『貧陰集』(詩四卷)所収。

(注十三) 恐らく義兵衛の肖像画の引言として詠まれたものと思われるが、画像については未詳。

(注十四) 『愉婉録』は、三浦梅園による杵築藩の孝子譚集(一部他藩他国の孝子を含む)。「梅園全集」下巻(梅園会編、名著刊行会、昭和四五年)に活字翻刻されている。ただ、少なくとも「孝子義画像引」の引用部に関しては非常に誤植が多く、使用の際は注意を要する。

(注十五) 『蒙求』などに載す「子路負米」譚を指す。

(注十六) 『梅園全集』版及び、筆者が実見した写本(孝子彰徳会蔵)とも拾頭している。

(注十七) 綾部妥胤は麻田剛立の兄であり、剛立は懷徳堂と関係が深かった。

(注十八) 『愉婉録』(紺屋町はつ)の条の記事と『錫類記』の記事とは、内容をほぼ同じくする。はつが豊後の人であり、履軒が「近

日吾所聞孝子孝婦、膺旌典、受褒賚。……我將記其奇、先狀其孝。」(『錫類記』)とすることから、豊後の人である梅園がはつの行状を伝えたと考えるのが妥当である。なお、『官刻孝義録』にもはつの行状が記されているが、これも『愉婉録』の抄録と考えられる。

(注十九) 玉川による孝婦伝。

(注廿) 現在も、義兵衛の命日に当る十月五日には義兵衛の墓所である冷声院にて義兵衛の遺徳を偲ぶ孝子祭が執り行なわれている。

(注廿一) 鈴木氏は現在冷声院(川島玉頭町)に建つ頭彰碑の文章の撰者でもある。小堀氏が「一般には儀兵衛として知られており、戦前の小学校五年生用の修身の国定教科書(第三期、昭和五年)でも儀兵衛と書かれているが、竹山は義兵衛と書いている。現在、京都市西京区川島玉頭町に建てられている碑でも儀兵衛となっているところからみれば、この話の普及には竹山よりも心学道話の方が与つて力があつたようである(傍点ママ)。(小堀氏前掲書、八五頁)とするが、字体が一致しているのはこのことによる。

【翻刻篇一】

凡例

- ・本稿は、加藤景範『かはしまものかたり』の翻刻に、布施松翁『西岡孝子儀兵衛行状聞書』及び中井竹山『孝子義兵衛記録』（本体部分）を附載したものである。
- ・底本として、『かはしまものかたり』（懷徳堂蔵版、明和八年刊）・『西岡孝子儀兵衛行状聞書』（錢屋七郎兵衛・新屋平治郎蔵版、明和七年刊）
- ・『孝子義兵衛記録』（『日本教育文庫 孝義篇上』（日本図書センター、昭和五二年）所収）を用いた。
- ・『かはしまものかたり』は「序」「本文」「附録、成美のことは」「跋」の四部より成る。このうち「本文」は分段されていないが、内容より三九段に分ち、その下段に『西岡孝子儀兵衛行状聞書』『孝子義兵衛記録』の内容が対応する箇所を附した。
- ・『西岡孝子儀兵衛行状聞書』『孝子義兵衛記録』は、もともと分段はされていないが、段落に番号は附されていない。本稿では、検索の便のため番号を附し、「一」にて示した。なお、「一一」などあるのは、もとの段をさらに分けたことを示す。
- ・翻刻に当っては、底本の文字にできる限り沿うよう留意したが、印刷の都合上改めた箇所もある。また、『かはしまものかたり』の序跋と『孝子義兵衛記録』の一部とは訓点が附されているが、印刷の都合上省略した。
- ・漢文にて記されている「序」「跋」には、書き下しを附した。その際には、底本に訓点が附された箇所はできるかぎりそれに従うよう留意した。
- ・『かはしまものかたり』に附した注釈を兼ねたルビは、底本の形式に従ったものだが、注釈で用いられた特殊な文字は、印刷の都合上一部改めた。例えば「ㄣ」は「也」に、「ㄐ」は「コト」に、「ㄎ」は「ドモ」に、「く」（おどり字）はその上の語の繰り返しに改めた等が其類である。また、『孝子義兵衛記録』にて用いられている「より」の合字は「より」に改めた。
- ・三本とも、句読は区別無く丸で示されているが、本稿では、読解の便の為、文脈より句読点を整理し、区別して附した。『孝子義兵衛記録』には、一部一字下げにて記されており、翻刻にも反映した。
- ・一部に附されている割り注は（ ）内に記した。
- ・『西岡孝子儀兵衛行状聞書』『孝子義兵衛記録』の記事のうち、『かはしまものかたり』が対応する内容を有しない部分は附録として最後に附した。

革島語序

文以記事、々因文而傳、事可傳而文不稱焉者、適以覆瓿而已、文之不可以已也、是故操觚之士務於文、而浮言溢辭、往々而出焉、是勢之所必至、而君子耻之、乃使觀者以一言之浮、而疑於其事、一辭之溢、而疑於其人、亦不足以傳、則復何以文為、若藤君子常記革島義之孝、蓋實可傳者、抑義之孝宜著于世也、家兄子慶之力也、京師又有刻孝狀者、而聲聞益廣矣、子慶暨余、皆娶于革島氏、而義乃婦家之傭氓、故聞其事最蚤、而獲効力云、嗟乎聞義之風者、雖有凶悍暴戾之夫、莫不墜涕、况乎孝友豈弟若吾子常者、其相感動為何如哉、宜乎稱贊弗措、百里命駕、屢過義之廬、親觀其所奉養、退而嘆曰、至哉孝也、所見踰所聞、又謂京刻之狀、其詞俚近、足以記實、而不足以傳于後、乃易以典雅之詞、復益以其所見聞、於是平事不甚加於舊、而情景益眞、煥然生光輝、夫子常今之詞宗也、我雖不足以知之、而獨知其傳之不朽也、然則義之孝宜著于世者、子慶之力、而能施于後世者、子常之績與、我何人、而復弁以斯言者、蓋先容于觀者、欲其無疑於浮言溢辭、而興起於斯、

中井積徳謹書

【書き下し】

文は以て事を記し、事は文に因りて傳う。事傳うべくして文稱せざるは、適に以て漿を覆すのみ。文の以て已むべからざるなり。是の故に操觚の士文に務む。而れども浮言溢辭、往々にして出づ。是れ勢の必ず至る所に於て、君子之を耻づ。乃ち觀者をして一言の浮を以てして、其の事を疑い、一辭の溢もてして、其の人を疑はしむ。亦た以て傳うるに足らざれば、則ち復た何ぞ文を以て為さん。藤君子常の革島義の孝を記すが若き、蓋し實に傳うべき者なり。抑そも義の孝、世に宣著なるや、家兄子慶の力なり。京師に又孝狀を刻す者有りて、聲聞益ます廣し。子慶暨び余は、皆革島氏に娶る。而して義は乃ち婦家の傭氓なり。故に其の事を聞くこと、最も蚤し。而して力を効すを獲りて云えらく、嗟乎義の風を聞く者、凶悍暴戾の夫有ると雖も、涕を墜とさざるなし。况や孝友豈弟吾が子常の若き者、其の相い感動すること何如たらんかな。宜なるや稱贊措かず、百里に駕を命じ、屢しば義の廬を過ぎ、親しく其の奉養する所を觀、退きて嘆じて曰く、至れる哉孝や、見る所、聞く所を踰ゆと。又謂えらく、京刻の狀、其の詞俚近、以て實を記すに足れども、以て後に傳うるに足らず。乃ち易うるに典雅の詞を以し、復た益すに其の見聞する所を以す。是に於て事甚しくは舊に加えずして、情景益ます眞となり、煥然として光輝を生ず。夫れ子常は今之詞宗なり。我以て之を知るに足らざると雖も、而して獨だ其の傳の朽ちざるを知るなり。然れば則ち義の孝世に宣著なるは、子慶の力にして、能く後世に施すは、子常の績か。我は何人にして、復た弁するに斯の言を以てするは、蓋し觀る者に先容するに、其の浮言溢辭に疑うこと無くして、斯に興起するを欲せばなり。

<p>かはしまものかたり</p>	<p>西岡孝子儀兵衛行状聞書</p>	<p>孝子義兵衛記録</p>
<p>1 孝子義兵衛は、山城国葛野郡川島村、帯屋半右衛門といへるが子也。まことは京四条の大路、堀川のほとりなる、紙屋市兵衛が子なるを、生れてむつきながら、半右衛門いだきとりてやしなへるなり。</p>	<p>山城國葛野郡、西岡川嶋村二町繩手、孝子儀兵衛は、百姓半右衛門といふ者の養子也。実は、下京商人何某の子なるを、出生のとき、わらのうへより貰ひて、養育せり。【一一一】</p>	<p>鷹司様御領京都西岡川島村之内、二町繩手と申所に住居致し候帶屋義兵衛と申者、出生は京都四條通堀川西へ入處、紙屋市兵衛と申者之子にて、わらの上より川島村半右衛門と申者養子に貰ひ、【一一一】</p>
<p>2 さありて後、半右衛門が妻、をのこ子をうめり。後長兵衛とよぶ。うみ出るまちとりて、丹波のそれのさとへ、やしなひ子にゆづり、母は京北野富田屋それがもとに乳ぬしにまかりぬ。其ゆかりに、義兵衛も其家にわらはづかへしけるが、三とせばかりして、半右衛門うせぬれば、ははともいとまきこえて、里にかへりぬ。</p>	<p>儀兵衛十歳の頃半右衛門は相果けり。【一一二】 儀兵衛元來家貧しく、其うへ幼年にして父にはなれしゆへ、其後の艱難いはんかたなし。七歳の時、北野上七軒富田屋何某方へ（茶立女抱をく茶やなり）奉公に出けり。是は、母其頃其家に乳母奉公し居れる所縁を以てなり。儀兵衛主人へよくつかへしかば、主人も憐愍を加へけり。かくて、十六歳の時にいたりて、母とともに奉公をひきけり。【一一二】</p>	<p>半右衛門は三十七年以前に相果、【一一二】 義兵衛幼年の節、貧窮に付、北野上七軒富田屋と申所へ奉公に出候。是は先達養母同所に乳母奉公致候事有之候所縁を以て、右の通有付候所、【一一一】</p>
<p>3 さる後、富田や子をうしなひて、母にはかりて、義兵衛を子にやしなふ。其家はあそびめをわたらひぐさとすなるが、うたてあぢきなしと思へど、母がゆるしもどかんがくるしさに、さてありしが、いつしかこゝちわづらひて、さはやぐともなく三年たちぬ。</p>	<p>儀兵衛二十歳の時、主人富田や何某、子なきゆへ儀兵衛を養子に貰ひけり。儀兵衛は母の約束せしことゝいひ、其頃は母も達者にて、介抱も入ざる時きなれば、母の意に任せ、養子にはなり居けれども、人がらに不相應なる家業ゆへにや、うち續</p>	<p>生得之貞實故、氣に入、成人之砌、同所養子に貰ひ候。右富田屋は宜からぬ渡世之者故、義兵衛心底には本意に非ず候へども、老母得心にて約束の事、尤其此は母も達者成時分故、不得止事一旦は其意</p>

<p>は、もおやがりなげき、あるじはた、ふさはしからぬえにしといとおしさに、おしとみながら、むすびしちぎりときかへしぬれば、むすびしやまひもとみにとぎぬ。</p>	<p>き三年ほど大病を煩へり。それゆへ、相對のうへ、川嶋、母のかたへ取戻しけり。富田やには甚惜がりて、其後も親類同前にねんごろにいたしける。【三】</p>	<p>に任せ候、夫故にや打續き三年程相煩ひ、仍て相對の上川島へ罷歸り候。彼方も深く惜み候故、其後も親類同前に通路致候所、其所柄の風儀には少しも染不申候。【十】</p>
<p>4 全休シテ後、以前ノ如ク、さてはかたのごと、人の田つくりてをるに、其年も、ことに秋のたのみうしなひて、みつきおさめんすべなさに伏見にかけたのめるがもとに、金かり出て、田ぬしがせめをふさぎ、その金のつぐのひに、一とせ其家につかへぬ。</p>	<p>儀兵衛至極貧にて、少しの田地もなければ、人に雇るゝを産業とせり。或は農業手傳、あるひは油しめ、或は歩荷持、あるひは旅人の荷をもち、あるひは駕籠を昇、あるひは普請の手傳ひ、小料理、屏風襖の張かへ、小使ひ等、何事にも厭ひなく、雇はれかせぎけり。【四―一】</p>	
<p>5 半右衛門がゆづれる物としては、ねどころばかりのこやに、まづしきを残せるあとなれば、さだめたるなりはひすべくもあらで、あるはよのたがへしにあせをしぼり、かち人のおも荷、旅人ののり物に肩のいとまなく、あるは家つくるたくみのさうやく、あるはあるじするやのくりやに、ことをとりなどして、一日くをわたらんとす。</p>	<p>【四―一】</p>	
<p>6 は、はそのほどより、手あしのいたみにかゝづらひて、心はこゝろとありながら、したがはぬ身をわぶめれど、身をもこゝろをも、いたりふかくやしなはれてぞ、さすがにおもひなぐさめける。</p>		

<p>7 義兵衛日ごとのつとめて、はゝがおきあがらんまでに、一日のわざしあはせて、さて夏は涼しかるべく、冬はすびつものもにいだきおこし、きる物こゝろにまかせて、きせもしぬがせもし。手水まいり、つくも髪とりあげ、朝飯すゝむ。</p>	<p>儀兵衛毎朝早く起、母の喰物遣ひ水、夫々に用意し、冬は手洗の湯、火燵火鉢に火をいけ置、その外用向の一式のこらず調達置て、働に出けり。母手足いたむゆへ、髪をゆひ、着ものを着せるまでも、儀兵衛せざることなし。【五一―】</p>	<p>毎朝はやく起候て、一日の内の老母の食物、遣ひ水等、夫々に用意致。惣體老母用意之一式、不殘辨置、其後働に出候事、多年の間一日も怠りなく候。【九】</p>
<p>8 いつにまれものすゝむるに、器きよらにすゝぎ、飯をも何をもゝるに、あらぬ物をやもしまじると、一かひごとなをざりにせず。魚はかならず骨をとりすて、物々にえをあやまらずすゝめ、昼の夕のまうけに、水薪のそなへまで、たどりなくとしをきて、今日なんそこにと、まかる方を告ていづ。</p>	<p>母に食をすゝめる度毎に、先碗を能ぬぐひ清め、飯汁、菜を盛に、一杓子もりては能見、又一杓子もりては能見あらためてすゝめ、魚は、よくほねをざりてすゝめけり。【五一―】</p>	<p>近所へやとはれ参り候節は、日の内に一兩度宛は、必老母見廻に歸り申候。勿論休みの間を考へ、少しも先方の間は缺不申候。【六】</p>
<p>9 近きにやとはるゝ日は、いこふひまゆるへず、二たびも三たびもかへりみし、そなへかく事もやと、みあつかふ。身のつかれいこはむよりは、見ぬまのむねやすむるがまさるなるべし。</p>	<p>儀兵衛近所へ雇はれ行ては、休の間を見合、一日の中一兩度も、かならず見舞にかへれり。母の不快なるときは、三度も歸りて安否を問へり。しかれども、先方の間を欠ざるやうにせり。【六一―】</p>	<p>在中又は他所へ働に参り候節、先方にて生着干着又は菓子類の物振廻れ候へば、自分にたべ候體にもてなし、ひそかに持</p>
<p>10 さるあたりに、かれいみするに、あたゝかなる飯あつもの、さながらぐし歸りてすゝむ。</p>	<p>儀兵衛近所へ雇はれ行、食につきては、盛たる飯菜まで其俣宅へ持歸り、其あたゝかなるめしを母にすゝめ、我は冷飯をたべけり。【八】</p>	<p>儀兵衛つねに、食する度ごとに、一々戴て食せり。又いづかたにても、魚類菓子るいなど振舞人あれば、大かたは持歸りて母に進めけり。人に語りて</p>

けふなんとありかゝりと、一日のものがたりして、腰ハタテひざをなでみさすりみ、かたてに湯わかして、足アシまいらんとこふ。ある時は、母ハハその労をよきてと、こよひはいたみたはやすし。さてく休みてよとゆるふれど、わざとまゝのためか、をのれがにこそわかしつるゆをとて、とかくこしらへてあらふ。さればいづこに力チカラうる日も、をのれが足の土を母が身ミのゆでくさとすめれば、あやまりても人の家にすそあらふとなし。

いふ。御振舞に預るは有がたひことなれども、母ハハにたべさせず、私ばかりたべますれば、あまり快御ざりませぬ。かやうに存まするは、大罪で御座りますると云けり。【七】

老母兩足をいたため、行歩も自由ならず、年來常病人の事ゆへ、温氣暑氣の時分は毎夜湯をわかし、腰湯又は行水杯丁寧に致し遣候。【七一】

冬フユの夜は母があしをふところにあため、うらうへのわきにもはさみて、いいをやすくと身ミじろきだにせず、

儀兵衛は行たる所にて、湯つかふことなし。是は、湯つかふ間もはやく帰り、母に安堵させたく、又母にこゝろよく湯を遣はせんと思ひてなり。若遠方へ雇はれ行か、または強き働し草臥かゑりしときも、そのまゝ母のかいほうにかゝれり。此ゆへに、我は休息する時なし。母へ湯をつかひたまへといふに、折により、母儀兵衛が太儀ならん事をおもひ、よしにしてたもといへば、私も足あらひ申候、次手なれば是非ともにと、いひてすゝめ、湯を遣はせけり。【三十二】

又寒氣の時分は、夜具も不自由にて、老母夜分を凌かね候へば、老母の兩足を懐ハカにいれ、熟睡致候まであたゝめ、寒中に至りては毎夜其通りに致し。【七一】

冬フユの夜は母があしをふところにあため、うらうへのわきにもはさみて、いいをやすくと身ミじろきだにせず、

冬フユの夜は、母の兩足を、儀兵衛我懐に入てあたゝめけり。格別寒する夜には、兩脇の肌にはさみて、身の動かぬやうにし、母を熟睡させ、我も其俣にて揺ユラに寝けり。【三十一】

又寒氣の時分は、夜具も不自由にて、老母夜分を凌かね候へば、老母の兩足を懐ハカにいれ、熟睡致候まであたゝめ、寒中に至りては毎夜其通りに致し。【七一】

14 夏にありては、^母なるかみをことにおそるめれば、はるか音もむねさはぎて、いづくよりもとく帰り、つとそひ、いだきもして、^母わななきをしづめぬ。

15 さは日とやすく暮る日なく、時とあだにうつる時なく、たゞ蓬のまろねの露のまのみや、つかれのいとまなるべに。

16 さる力のむらひ、おほかた母がやしなひにつくすめれば、^{ハタケノ實}をのれはゆるごとて、おほかた牛馬にのみかふものをくらひ、^{サヤクアラキモラ}さるやうみえじとまぎらはすめるが、ともすればそれだになくて、^{ユルゴ}はらむなしくてしのばるゝに、^{農兵衛}はゝみとがむるおりもあれば、いとさりげなくて、^{農兵衛}けふはその家にめされて、はらみちぬと。そらあましをる。すべて心うからん事をば、母にはふかくへだつめり。

儀兵衛京都あるひは、近村へ出る途中にて、俄に雷鳴か、また大風大雨降んとして、空の氣色をそろし氣なれば、そのまゝ家に帰り、母をまもりて側を去らず。雷甚しければ、母をいだきしめて居ける。左ある節は近所の人も、かならず来りて力を添ふるとなり。【十六】

しかれども、わづかの賃錢を取て、母と我と二人が渡世をする事なれば、我は邇又はゆるこ飯、或はゆるこに菜を切交、雑炊にして食し、母へはかつて知らせず、母と同じ物食せるやうにして居ける。但しゆることいふは、もみずりの時出る米の屑なり。稲の中にも実いりあしく、ふさくなる田地、または凶年の悪米に多くいづる物なるを、

懇なる人あたふれば、貴置、儀兵衛食とせり。されども折には食物たらで、我は食せずして居る事有。母儀兵衛に、何とてしよくせざるぞと問へば、今日は知人の所にて、ふるまはれしといふ。母実とおもひ、悦び安心せり。斯我は甚身をつめ、母の衣類食物等相應に、足らざる事なきやうにと、

義兵衛右之通至極困窮之事故、自分は粉米又はゆる粉の類のみ食し候て、老母へは相應の食物調へ與へ申候。自分の衣類惣じて身の廻り、随分見苦敷を厭ひ不申候。母へは力の及だけは、衣類萬端心を付あてがひ申候。

但し粉米は菜をきりませ、雑炊に致しすゝり、ゆる粉と申は、もみずりの時に出候米の屑にて、凶作の悪米に多く出候ものにて、貧民にてもたべかね、大方牛馬にくわせ候物にて、是を義兵衛年中の食に致候。少しにても身をつめ、母の爲にと心を配り候事にて候。

心を盡せり。儀兵衛折には、物喰ずして、顔色あしきを、懇意の人これを知り、食を振舞ことも有となり。【四一二】

【三】

17
せめて事ゆかぬおりくは、ひそかに錢かりて、つくなふきりの日近づけば、宿にこはれんが心うさに、とく其家にこしかがめて其半をも、三つがひとつをまかへしおさめ、さばかりもともしくては、後やとはれん日教にとりて、つぐなひのべてよと、せちにねがふをおさくゆるさぬなし。

儀兵衛常に、母の氣つかふ事は、何事も聞さぬやうにし、母の心に、憂ひなく、よろこび暮さん事を心とせり。然るに、儀兵衛身上不相應の借銀あれば、節季に書出し等を受ては、母の憂惑ことをおそれ、物かりし人へは、節季の三十日も前に、其断に行、あるひは少々にても、内渡しに錢を渡し、或は雇れ行、其賃錢を以てさん用し、兎角して、借銀ある事を、母の知らざるやうにと、心をくだきける。【三十一】

18
さればさばかりわびしかるべき年月を、母は忘れ草つみて、よにうらやみなく、朝ごとに出来る目をおがみ、神大な持佛をおがみ、はてには義兵衛をおがむを。あなかしこや、などさることをといへば、力を我につくすが、あまりかたじけなさにて、猶やまねば、あながちにもあらがはで、みぬかたへより、かへしおがみすなり。をのれはたならひてすなるが、母もしおこたるおりは、かはりてつとめ、さらには又わがをつとむ。

儀兵衛が母、毎朝、日に向ひ拜し、神佛を拜せり。又儀兵衛に向ひ拜みけるを、儀兵衛、何とて左はしたまふぞと申ければ、母、そなたのあまり世話に成ゆへぞといふ。儀兵衛勿體ながら、よしにて下さりませと、断を申せども、母聞ざるゆへ、心任せになし置、儀兵衛は、かげより母を拜むとなり。親子ともに、信心者にて、朝夕の拜禮怠ることなし。朝は、日輪を拜し、神の棚にむかひ拜し、佛壇に参り拜し、知る人の戒名まで一々称へあげて回向せり。夕方にも又、佛壇に向ひ、知る人の戒名まで一々となへあげて廻向せり。もし母不快

	<p>なるときには、儀兵衛、母の拜礼の名代を先つとめ、後にまた我が拜礼をするとなり。【十八】</p>
<p>19 母もとよりほどこしを好めり。義兵衛そのこゝろをうけて、物<small>家内ニ何ニテモシカラヌ物ナシ</small>とともしからぬ物なきに、人のをくり物、おほかた親しきにわかち、</p>	<p>儀兵衛が母、貧窮の中より、人に物やる事を好めり。儀兵衛承け順ひて、違ふことなし。此ゆへに、何にても到来物あれば、親き人のかたへ、配分せざる事なし。【二十二】</p>
<p>20 か<small>七</small>たいの門に物こふも、いたづらにかへしやらず。</p>	<p>儀兵衛が門へ乞食来り、ものを乞ば、かならずほどこしあたふ。其度毎に、母の後世の為と念じ、念佛申てあたへけり。たとひ其日食べきほどならで米の貯へなきときにてても、あたへざることなし。又、兪略なる言葉つかわず、少しも輕んじ侮る事なし。【二十三】</p>
<p>21 たまたま外よりかへり、わづかにと<small>男シツキル米</small>めし米かしかむと、米びつをみるに、そこを<small>米コリナシ</small>はらへり。あな<small>儀兵衛云</small>いみや、けふは善根よくし給へりとて、米<small>母ニシツキル米</small>ひそかにかふことしばく也。人めぐむにそむかぬは、ろなう<small>勿論</small>さもあるべし。</p>	<p>飯米として、纒蓄へ置く米を、儀兵衛が留主の間に、母のこらず乞食にあたへけり。儀ひやうゑ帰りに、飯をたかんと、器ものゝふたを取、米なきを見て、今日は能報謝が出来ましたと、母のこゝろのいたまぬやうに挨拶し、そのまゝ出て、米を才覚し、もとめかゑり、飯をたき母にすゝめけり。かやうなること折くにあるとなり。【二十四】</p>
<p>母が<small>オマムル</small>らうたくせる猫あり。を<small>儀兵衛</small>のれはたらうたくせしが、猫の老たる、ともすれば老人にたゞりすと聞て、</p>	<p>儀兵衛が母猫をすきて、畜けるが、年を累ね大きに成、養ひ多く入れれども、母の愛せるゆへ、儀</p>

こゝ地やすからず。いづかたにもみゆづりてよといへど、みすてぐるしうしける。さるおりに、近き里の人、其猫からばやとこふに、からうしてゆるしぬ。さても猶わすれかねて、おりく義兵衛をやりてみせける。なつさひてよう肥たりといふに、又とはずなりぬ。ねこにだにかくはなれうくする母なれば、むべ義兵衛が心づかひふかゝるべし。

兵衛も愛して、丁寧に畜置けり。若料理事に雇はれ行ば、魚鳥のわたなど貰ひかへり、煮とゝのへて食せけり。母是をみて悦べり。しかるに、或人儀兵衛に語りけるは、か様なる古猫は、人を害する事有、殊に老人の側には、畜まじき物なりといひければ、儀兵衛是を聞てより、甚をそれ、氣づかひにおもひ、母の機嫌を見合、猫を何かたへ成とも、遣りたまへかしと、願ひけれども、當分は得心もせざりしが、其後半里ばかりへだりし、鄰村の知人来り、彼猫をかりたきよしいひければ、母得心して貸ける。斯はしけれども、馴染し猫ゆゑ、折々はいひ出し、儀兵衛に猫を見に行といひければ、儀兵衛母の言葉にしたがひ、早速に見に行けり。猫彼家に馴染、肥そだちければ、かへりて母へかくと、ねんごろに語れば、母悦びける。其後も兩三度見に行て、母を安堵させけり。【二十九】

このさとは、たにはにかよふゆきゝたえず。よひ晝となく、やとひ人もとむるなどは、ひるのあたひには、おほくすめれど、はゞさうくしげにて、とふになまゆるしがほなれば、やがて人にゆづりてやみぬ。

儀兵衛住居しける二町繩手は、丹波街道にて、旅人の往来あるゆへ、夜に入ても、駕籠、小揚雇る人有、夜は其賃錢昼よりは多く得れども、母へ其よしをいひ、ゆるせば行、ゆるさざれば行ず、三度に二度は、母さびしがりて、大かたはよしにせよといへり。其時二言といはずとまり、側をはなれず、はなしなどし、なぐさめけり。【二十八】

川島村は丹波海道に有之、義兵衛住居致候二丁繩手と申は、則堅木原の宿より桂川（江）出候道ばたにて候故、夜分も不時に駕籠小揚等之働有之候。其時は必ず老母へ其趣相尋ね、ゆるし候上にてまいり候。臨時に相應の鳥目を得候えば、則孝養の助けになり候へども、三度に二度

おひくしきころいられに、遠きにまかりし日など、今やと待ほど過ぬれば、えねんじあへず、杖右左につきて、この子はなぞやとくりことしつゝ、かへらん道によるほひ、とみかうみこがるゝが、はるかにみつては、帰りぬやようと、なみだぐむべし。まゝやとはしりより、山づとなどとうで、手とり腰さへへてかへるさま、めでたきおやこの契やとみる人かつわらひ、かついとおしがる。

一日丹波へ炭とりにゆきしが、例かへるほどこえぬるを、はらだたしげにて、などさはをそかりし、待ほどのくるしさに、むねみちて、物たうべんこゝちだになき。今より一夜とまりせよ。しか定めて、またぬがまさると、そらはらだちするは、よるこえむ山路のあやうきなるべし。ことばりのむつかりや。

儀兵衛雇はれて、京都或は伏見などへ行て、用事隙どり、かゑり遅くなりしときは、母待かね、行歩も不自由なれども、杖をつき立出て、今日は何とて、こちの子が遅ふ帰る事ぞと、くり返しいひもて、小半町斗家を離れて待居けるとなり。儀兵衛も常に母をかく様といへり。母儀兵衛がかへりしをみて、能戻てたもつたのふとて、涙を落せば、儀兵衛は母のむかひに出しことの有がたさに、なみだををとし、互に物も得いはず、對し立たるを、近所の人々是をみて、先うち笑へども、心底に感ぜざるはなし。斯母迎ひに出れば、儀兵衛調へ帰りし土産を、其所にて渡し、母をなぐさめけり。夫より手をひき、あるひは腰をかへなどして、家にかゑれり。【十七—一】

儀兵衛或時、丹波へ炭を取に行けるに、荷重くて、いつも暮時に帰るを暮半に帰りしかば、母待兼しまゝに、儀兵衛をみるといなや、何とて遅なはりしぞといひければ、儀兵衛今日は、あまり荷の重さに度く休しゆへなりといへり。母いふ。左にはあるまじ、じやうだんして居たる成べし、あまり

は老母淋敷思ひ、無用に致し候様にと申候へば、二言となく相止め参り不申候。【八—一】

【十】

雇れ候て京都伏見等へ参り用事隙取、夜に入かへり候節は、老母待わび、行歩不自由ながら二本の杖にすがり、半町計も出迎候所へ歸りかゝり候へば、何にても相應の土産を直に相渡し、老母を悦ばせ申候様子杯は、村内の者毎々見及び申候。

<p>25 荷のおもさにとこしらへなごめて、例のむつものごたりになりぬ。</p>	<p>かへり様が遅ひゆへ、積氣がをこり、物もまだ食はぬ。かさねて行ば、一宿がけにせよなどといひ、甚機嫌悪かりしとなり。是は、山路ゆへ氣づかひにをもひてなり。儀兵衛とかくのいひわけせず、御尤で御座りますすとて、母の背などで摩、介抱し、土産にとゝのへ帰りしあみがさ餅をすゝめしかば、母機嫌なをり、戴きて食しけり。それより儀兵衛も飯を食けると也。【十二】</p>
<p>26 かくしつゝよるこびをとるに、母もおさな子いとしふやうに、冬の朝など、さばかりさゆるともなきに、老の身をつみて、けふは衣かさねてまかですといへれば、うれしととり重ねて、鄰にやはらぬぎて、帰せに又かさねて、かけても親こゝろそこなはじとせ。</p>	<p>儀兵衛働に出るに、暖なる日にても、母老衰の身なれば、さむく覺へ重着して行といへり。儀兵衛其言葉にしたがひ、かさね着して出、知れる人のかたにて、一衣をぬぎ預け置、かへるさに又本のごとくかさね着て、家に帰る事折々にあり。【十五】</p>
<p>27 はゝがいたみひまあるほど、獨やどもるに、義兵衛が衣あらひなどしをけるを、かへりてみては、よろこびのあまりを、あたりくにいひこぼすめり。</p>	<p>又折には、母儀兵衛が衣類を、留主の間にあらひ置事あり。儀兵衛それを、そこらあたりへ風聽して、大に悦べり。其の様子、常に親子ともに、よろこび暮せり。【十七—四】</p>
<p>28 母もさるおり、人ありて物あたふれば、かならず帰るを待て、これそがたびたるよと、みせぬかぎりは、くだ物いそぎもねんじをる。</p>	<p>若儀兵衛が留主の間に來れる人有て、母へ土産をあたふれば、貰ひ置、儀兵衛が帰るをまちて、其貰ひたる物を見せ、風聽し悦びたべける。【十七—三】</p>

儀兵衛 一日人の家にうすつきしに、やつこら居ならびてものくらぶに、義兵衛のみ、かまぞこの湯をすゝりを。まろうどあるが、あやしとみて、かしきめとして、かのをのこ、やめるともみえず、人よりけにたけうはたらくが、いひくらはぬはなぞとどふ。さへば、かれもくらぶ。母かゆくらはへば、いつもしかせり。かゆは其このみなれど、母にうすきをすゝめて、をのれこはきをたうべむが、心うきとなむいふとかたるに、まろうども涙おとしぬ。

儀兵衛常に出入する家に客人あり。其客儀兵衛が米ふみにきたり、食につき、飯のかわりに飯のゆをくひける故、客心をつけてみるに、不快なる様子にもあらず。強き働きする者の斯するはいかなるゆへぞと、其不審なる旨を、下女にかたりければ、下女云、儀兵衛に老母あり、其老母、粥をたべられしときは、儀兵衛此方へ参りても、飯のゆを食ひ、老母飯をたべられし時は、儀兵衛も飯を喰ひ申さるゝなりと語りける。客是を聞、さては兼て不審におもひしが、尋常の人にはあらずと、それよりいよく儀兵衛が行ひを察るに、母を安んずるの事にあらざる事なし。【九】

儀兵衛 三十ばかりのころ、妻をむかへけるが、母のつかへうしろめたしとて、三十日ばかりしてにてかへし、さて後はさるころなし。其ほどにやあるらむ。

儀兵衛十年以前、近所の人の世話にて妻を持しに、其妻、母へのつかへ、儀兵衛がころに合されば、唯三十日ばかりありて、ねんころに断をいひ、親元へ戻しけり。其後は無妻にて暮せり。【十四】

八九年已前、近所の者の世話にて妻を迎へ候所、其者老母への孝心無之、姑の心にも叶不申、間柄も不宜相見え候故、五十日ばかりにていとまを遣し、所詮老母の心に叶ひ、自分の安心に相成り候者は無之とて、夫より今に無妻にて暮し申候。【十三】

人ありて、年ころからき世をわたりて、あらぬ人はぐゝむあはれさよ。まことの親たづねたらんにはさりとともさるうきわざはのかるべきをとほのめかす

三十餘歳の頃、縁類の人いふ。汝此年月苦勞するといへども、段く貧窮におよび、甚きのどくに思へり。京都に実の親もとあり。此かたへ連行は、

に、あやしと耳たて、猶さるべきひとに問あはせて、はじめて事のよしあきらめける。あないみじや、うみの子にもまさりて、かうをつくらひ給へるを、おるかにもすぐしつるよとて、ありしより、いまひとときはおもひまさりける。さはいへど、きつやとけしきにもみとりたまはむには、いかに心ぼそからんと、いたく心しらひしける。は、はこもものなるをしられじとて、うみしきはのなやましきなど、まことしくつゞくるを、へだてあらせじのうつつしひと、かたしけなきもをしこめて、わがきかんまへに、おほなく人のいひあらはさんかと、母が心のおにをわがむねにをけり。しかせちなる心、なべての親しきが中、うとききはにもうつすめる。

相應の世話もせらるべしといひけるゆへ、儀兵衛不審におもひ、親類の方にて聞合などして、はじめて養子なる事をしりぬ。儀兵衛人に語ていふ、我今まで実の母とおもひしに、産もしたまはぬ我を、かくまで愛しける事の有難く、いよく大切に成しといへり。【十一二】
儀兵衛人へかたりていふ。母日頃我を産しは五月にて有しが、ことに産の重かりしといへり。斯申さるゝは、身にあまりて嬉しく候に、誰にても母の前にて物語のとき、不圖我養子なる事のはなしなど出申べきかと、常におそるゝ所なり。若我其事を知りたりと思はれなば、母の心細からんと氣づかひにおもへりといへり。【十一】

かのしばしの後のおや、富田やのあるじ、義兵衛をかへしける後、ほどなくうせぬ。義兵衛その妻のたつきなさを、思ひやりなげきて、むつびさまさず、あふなくこゝろくはへけるが、むつびさまさず、らふが、はかくしくみあつかふ人もなくて、義兵衛にしかうれへやりければ、聞すぐしかねて、は、いとまきこえて一夜は北野に、一夜は川島に、一里あまりの道を、四十日ばかりがほど行かへり、母には、そはぬまのまうけを朝ごとにとなみ、やもめには、まもらぬ夜の枕がみにたましゐをのこして、いまはのきさみ、後のわざまで事はたしぬ。

儀兵衛を養子に貰ひし、北野富田屋何某、儀兵衛を川嶋へ戻して後、ほどなく相果、それより次第に身上衰、困窮に及びければ、儀兵衛氣のどくにおもひ、ますゝ親切にしけり。しかるに、其寡婦、此三年以前大病を受しゆへ、儀兵衛かたへ、看病の事を頼こしければ、其事をつぶさに母へ告、母得心のうへ、看病のこと肯ひやりけり。川嶋より北野へは、道のほど一里半餘も有所なるを、一夜は北野に宿し、一夜は川嶋に宿せり。川嶋へ帰るには、夕かたにかゑり、明日は母の用事しまひて、早く北野へ行けり。かくのごとくなる事、七

無程其亭主相果、段々零落に及候へば、益親切に致し遣候。今の後家三年已前大病を受、誰か力を添候者も無之候故、義兵衛参り、前後四十日計り介抱致候。死後見届け遣し候。其間は川島にて老母一人故、近所の心安者を留守人に頼み置、尤老母の食物も無之候に付、平生出入候かたを廻り、米一升二升づゝ賃錢の先き借りいたし、取集め老母に渡し置候て、北野へ参り候。右四十日計の内、北野より川島迄餘程の道法りの所を、度々老母

この十年ばかりのさき、丹波にありしはらから長兵衛、いたくおちあふれて、めおやとむすめぐして、義兵衛がすへたどり帰りしを、そのほとりにすませしが、猶三の口うるほしかねて、又伏見にうつり、猶わたりかねて、めおやは義兵衛をよすがに、川島へつかはしゝを、小き家かりてはぐゝみぬ。長兵衛はむすめつれて、京にやつこつとめしが、けちどくのやまひして、いたづら人となり、めおやのかたへたゞよひよりぬ。義兵衛が母は、すげなうよそにみすぐせるを、しのぶくわがやしなひをわかちをるほど、かの病に但馬のゆあひよしときゝ出て、わがきる物あまりなく質して、ゆあひのつゐえまかなひてやりけるが、しるしいちじるく、さはやぎてかへり、又京にやつこして、めおやがやしなひをつぐめり。義兵衛が母は、かくわが子はおほよそものにみなし、義兵衛を私ものゝやうにぞしける。

十日計の間なり。看病のこる所なく、死後までも見届、懇に世話しけり。其間は働きもならざれば、川嶋にて常に入出入する家々をたのみ、日傭賃の前がりとして、米一升二升、又少づゝの錢をかり、富田屋よりの助力、彼是取あつめ、母の養ひにわたし置けり。北野より川嶋へかへれば、土産の物をすゝめ慰め、且いつものごとく、湯つかはせなどし、丁寧に介抱せり。【二十七】

儀兵衛が弟長兵衛は、母の実子也。出生のときより、丹波へ養子にやりけり。其後丹波よりは通路もせざりしが、十年計已前二月頃、長兵衛不仕合ゆへ、一人の娘を連れて、儀兵衛かたへ引越来り、又其翌月、長兵衛我養母をむかひに住伴ひきたり、川嶋に家をかりて住けり。其後、長兵衛親子三人伏見へ引うつり、三四年ばかり居けれども、又不如意に成けるゆへ、長兵衛が養母を、儀兵衛世話し、ひそかに、川嶋に小家をかり、住せ置ける。長兵衛は娘を連、京へ奉公に出けるが、其後、長兵衛病氣にて、奉公も勤まらざるゆへ、川嶋、我養母の方へ来りて、同居しけり。初よりの段々、儀兵衛が母の心には叶はざりけれども、長兵衛が困窮するをいたみ、儀兵衛母にかくし、麥米一升二升づゝ、ひそかに送りつかはし、萬事心を付いたはりけり。かくて、三月ばかり經しころ、但馬

見廻に歸り、菓子着等土産に持歸り、例の腰湯行水等迄、丁寧に取扱ひ、兩方の心遣ひ残所無之候。(但し、暫右の所に罷在候故、小料理を致候覺は、只今に渡世の助けにも少々は相なり申候。【十一—三】

老母の實の男子一人有之、幼少より丹波へ養子に遣し置候所、此實子甚不埒ものにて、是迄實母方へは一向見廻も不致候所、去々丹波の身上相仕廻、其上永々の瘡毒相煩ひ、立寄方も無之候に付、川島へ歸り來り候へども、老母年來之不屈を怒り、一向門口へも寄せ付不申候。義兵衛此由を甚氣毒に存じ、老母には隠し近所の小屋をかり受、ひそかにいれ置、困難の中より麥米一升二升づつ送り遣し、半年計りも養生致させ候へども、快氣不致候故、色々心を盡し、但馬湯治可宜旨承り出し、自分のわづか一重有之衣類等質物に遣し、銀二十匁計り才覺致候。但馬へ入湯致させ、漸漸本復を得、只今は伏見にて相應の片付有之、渡世致し居候

おほかた京川島にようありてゆくに、わがさとなるはさ川島ら也。相しる老人などのゆくにあへばいざたまへとて、もたる物何ニテキレ、何にまればひとりて、桂桂川のわたりあやまらあらせじとたすけ、さてをのれは、いそぎのつかひなりとて先だつに、それがゆくかた、わが道ゆきぶりなるべきは、もたる物老人ノ物ヲ後ニテアル也やがてそなたに傳へトシテやる。

かゝるにカカルニあまえて、其さとのみに川島あらず、道する近ほと、義兵衛特ニアル者義兵衛ニテが使用する待いで、これそこへつたへなんや、その物そこに買買物ヲムてんやなどあつらへむに、行かたはるかにそむけるをも、つゆいとほしげなくうけがひ、もし其事により、帰らんきざみカヘル時をそ

儀兵衛京へ行とて家を出るに、不圖、所の老人などの他行するに逢、其人わらづと風呂敷包の類、何にても持るものあれば、直に預り持、あゆむにも老人と同じやうに、ゆるくとあゆみ、桂川のわたし舟、けがなき様に介抱し、舟をあがれば、預りもてる物を渡し、偕御先へ参るよし、ねん頃にいひてわかれぬ。若其人も京へ出る用事なれば、其持る物、やはりあづかりもち、いそぎ京へ出、其先々へとどけやりけり。在所をいづるにも、在所へかゑるにも、我荷すくなき時、知れる人の、荷持ちたるに逢へば、木一把なりとも、助け持ざる事なし。【二十一】

京都へ使に参り候節、所の者見掛候て、幸便に届け物買物等頼み申候へば、下京へ出候節に、上京の事杯の方角違之事にても心よく受合、終に斷申候事無之、買物等辨じかね候へば、方々と搜し求候て

の湯治よろしきよし、儀兵衛聞出し来り、不自由なる中より、銀貳拾目才覚しとのへ、長兵衛を入湯に遣ける。其しるし有て、一まはり計に快なり、夫より次第に達者に成けり。長兵衛、今にては奉公をつとめ、其給銀にて我養母を養ふとなり。

【二十六】

【二十四】

候故、一向義兵衛助けには相成り不申候。

35

かるべくはかるおりは、母にしか告てよといひをき
て、あるはところをたがへたる、あるはかふ物のさ
すかたになきなど、猶あらずたづねもとめて、なを
ざりにかへらず。さるおりも、人其あたひとてあた
ふればうく。さらすとてこはず。

と思ふ時は、母のかたへ、其よしを告たまはれと
いひ置てゆきけり。買物調兼るときは、方々をさ
がし、調へかへれり。それゆへ、半日にて帰るべ
き事にも、一日もかゝれり。其幸便の賃錢は、心
得て遣はせば請、儀兵衛より乞ことなし。常に、
斯のごとくして、人の頼める事を、こゝろよく請
合、終に断をいふ事なし。それゆへ、人重寶せり。

【二十一】

なりとも、是非に用事を達し歸り候故、
村方の者甚調法致し申候。其の賃錢は先
方より心得候て送り候は格別の儀、此方
より請候様の事會て無之。仍て無用の骨
折を致候上、半日の出京に一日も懸り、
或は空腹にて甚難儀致候事毎々有之候へ
ども、會て色目に顯はし不申。心なきも
の共は常に義兵衛出京を心懸、自分の骨
を盗み候様に致候へども、是以毛頭いな
み不申候。是等を以一通りに察候へば、
餘り律儀過、愚かしき方に相聞え候へど
も、随分相應に才智も有之、諸事小才覺
にて取廻し宜敷、その所體までも在郷め
き候所は無之候。たゞ生得之篤實温厚故、
自然と右の通りに有之候事、是又珍敷儀
にて候。【十六】

36

さるひとありとをのづから聞つたへて、遠くたづぬ
る人の、孝子やいづこととふに、いたけなき童も、
義兵衛が家ををしふるなり。

儀兵衛孝心成事は、近邊に隠れなし。うすく聞
及びたる人有て、其村にいたり、此在所に、親孝
行なる人有よし、其家は何れぞと尋ねれば、小兒
にても、儀兵衛が家を教へけり。【三十三】

往來之人義兵衛事を薄々承り及候者、其
邊にて何とか申孝子の家はいづくにやと
尋ね候へば、小兒小娘にても、義兵衛方
をおしへ申候由承り候。【八一三】

十年ばかりのこしかた、義兵衛おもくやまひせるに、
うちつぎて母またやめり。其里、はたちかき、塚原
下桂のさとに、心あるかたぐがなさに、から

儀兵衛十三四年前、二年續て大病を煩へり。漸快
氣に及ぶ頃より、又母病をうけ、一年ばかり煩ひ、
難義せし事あり。其節、在所中は勿論、近邊、塚

十箇年程以前、老母義兵衛兩人とも一時
に大病を受、長々難儀に及候事有之。近
邊の塚原村油屋源兵衛と申三人之世話に

うじて二人がたまのを、つぎぬ。さるは、年ごころ
なべてならず思へるが、いひあはずともなきに、
そこばくかせる錢なるを、しるせるあと目のまへに
皆けしぬ。

さはまなごもたる人、またくなきにしもあらねど、
とりたてゝあらはすもなくてすぎぬ。大坂學校の、
中井のぜんぜう、かの里のむねとある、革島の何が
しにゆかりあなるが、えさらぬことにより、しば
く其家にかよへるに、かれがみさほ常ならずとめ
とどめて、さる者のさる朝夕をわたらんがいととし
く、さてむもれたらんもあたらし。いかでいかで、
御領主の御家に、きこえあげまほしとて、あるじし
ろなる何がしにはかりごち、里のおさをそごの
かしうごかせれど、むげに上はるおさにて、例な
きこといひいでんが、おこがましくかしこしと、う
けひくべうもあらず。さりとうけはりてやはとて、
ぜんぜうは大坂にくたり、事のあるやう、書つらね
て、みすこすまじきことほりを、親しきが中にかた
らへるに、あはれあはれとよみつたへて、こころ
にこころさせるめぐみを、むれらかにとりあつ

原色油屋何某、榎木原村塩屋何某、下桂村油屋何
某等の世話にて、漸親子ともに本服せり。さるに
よつて、右三軒より、餘程の借銀せしに、此三人
とも、儀兵衛が孝行なるを感じ、いひ合たるには
あらねども、いづれも帳面をけし、返済に及ばぬ
よしをいひて、済しつかはしけり。しかれども、
儀兵衛、二季の際には、丁寧に、返済延引の断を
いふとなり。【二十五】

て、漸々母子とも本服致候。仍て右三軒
に餘程の借銀出来候所、二人とも義兵衛
之孝心貞實を感じ、申合せも不致候て、
皆々帳面をけし遣し候。【十二】

めてをくれり。里のおさめさましとみて、かうまで川島へ
 世に聞ひるむるが、もし上にきこえたらんには、オドロク由
 をこたりのとがめやあらむと思ひさはぎて、にはか
 に事のやうまねび出て、御居のつかさへさづけぬる
 は、たちし五月十五日なり。やがておほきおまへ光る
 きこえあげ給ひけり。かの長をはじめ、事男とるとも
 がらめし、たがはぬもとするをきこしめしあはせ
 て、同じ月の廿八日、義兵衛に長そへて、めしいだ
 され、年ごろの孝めでたにおほしめさるゝにより、
 はゝがあらん世のかぎり、年に米二たはら下したま
 はるべく、家家ノ地する地のみつきゆるさるべしと、あつ
 きおほせめぐみのうへに、御姫君をはじめたてまつ
 り、御内君これかれよりさへ、心々にたうばりをか
 うふりける。かくて猶、聞世つぎかたりつぐまゝに、
 みやこにまめ人の交りむすべるが、もろ心をあはせ
 て、先おへる者みなかへしつぐなひ、よろほへるや
 も、やゝひろくつくりあらためなど、このみやづか
 へを、此ごろのやくと、おりたち思ひあつかふ。さは、
 こたびのよるこびを人いへば、かたじけなしなどは、
 かけんもいとかしこし。さる御めぐみにかゝり、朝
 夕のどかに、母にそふ身になりぬとて、これをぞう
 れしと思へる。いでやさるいみじき人いへど、近や
 うにうちむかひては、よそぎのおもひやりには、
 をくるゝすぢもまじるなるを、こはひきかへて、
 ちかまさりし。なごやかに、うらなきまことの

<p>明和庚寅之冬 加藤景範撰</p>	<p>39 母とし八十あまりみつ。義兵衛四十あまり七つ。</p>	<p>見ルヤウスニテ心キヨク難フカガ思ヒヤラルトニハ我心ヲ取ル也 おもひやりも、恥かしきけぞそひためる。まごころ あやまるべき、色に酒にゆるがすみだれず。母がか しづきたらはむ外は、ことに富をうらやむことろも なく、たのしかるべき事とは母にそふ朝夕。ねが はしかるべきこととは、世をへてつかへむゆくすゑ をこそ。</p>
<p>明和七庚寅五月 矩道謹書</p>	<p>—三— 養母は今年八十三才、儀兵衛は四十七才なり。【一</p>	
<p>明和七年庚寅四月 辻本清左衛門 中井善太</p>	<p>兵衛は四十七歳に相成候。【一一三】</p>	<p>右の趣は、兼て承り及び見及び候様子 の上、尚又近來心をつけ承り合せ候通 り、拙者ども兩人申合せ書留申候。此 外にも洩候儀候事、彼是可有之候へど も、大略箇様之儀にて、此條々尚實正 相糺申聞候に、少しも取繕ひ不申記録 致候。毛頭相違之儀無之候。寔に奇特 千萬成儀、我人恥入心底の者に御座候。 以上。</p>

附録

成美のことば

困困は徳の辨なりとの、聖のさとし、まことなる哉。川島村の、義てふをの
中井中井の孝状をみれば、いたましくも、はためでたしや。おのれも、老たる母
につかふるが、いとくをろかなるをこたりの、おそろしくも、かつは恥
かしくもおぼゆかし。此ころ都にのぼりて

は、そ原其このもとをとひよりて露はかりたに心染はや

とずしつゝ、かの人のがり尋ねて、たいめす。うらなくまめやかなるさま、
思ひやりには今一際こえたり。

清きその心のそこも受にける汲てしらるゝ川島の水

まことや、孝状にしるせる、いみじきことをばさらにもいはず、尾上の風
のたよりに、秋の宮にさへ、其事のきこえあがりぬとや、めでたしなどい
はんは中々なり（古今 桂に侍りける時に七條中宮とはせ給へりける御
返しに奉りける 伊勢 久かたの中におひたる里なれば光のみそたのむ
へらなる）

久かたの中なる里も近き母にしらぬ光をあふくかしこさ

かの孝状、都に難波に、猶遠きさかひまで、敷ひるごるを、みときとみ
きくかぎり、周急の心おこせぬはなし。さてぞかの人も、やゝ息をのぶら

んかし。さる中にも、まめびとの契むすべる、友がきあまたいひあはせて、
おへる物つぐのひ、あはれたるこやあらため造りなど、ひたみちに心いれ
て、みたち思ひあへかふも、又いみじ。猶よそくに聞侍ふるも、おのづ
から、身を恥もし悔もして、もてけちたる良心を、みがき出すもおさく
あるべし。あはれさばかりの孝徳ありともさるやつくしき身ならずは、
さるせちなるわざも顯はれじ。さて思へば、あめの心にて、さるさかひに
生し出し、人をかりて、其美をなさしむるなるべし。其なす人はたそ。難
波人、中井の何がしにこそ。あまたの善人は、また孝子によりて、をの
く其美をなせり。されば、中井のぬしは、孝子のための天也。孝子は、
衆人のための天なりとやいふべからむ

たかさとしるす

純矣傭人義之孝也、渥矣太傅藤公之旌也、煥矣吾畏友竹里子之述也、崑崎氏象之、弟積徳序之、社中或欲梓而傳焉、是足以風一世而垂不朽矣、予也訖然以喜、乃樂與天下譚之也、郷者作國稻垣氏子華、出於吾先子之門、以至性膺旌典、予嘗狀以行于世、既而獲傭義於吾姻革島氏之隸、實如語中所云、近播之龍野、又有孝婦芳貞婦參、俱受本藩之賞、藩係吾本土、是以予亦有微獎、盖自傭義而推也、猗與民彝之不泯、天下固不無其人、今而迺得鍾一時之美譚於我門、是予之尤所訖然、故因跋是篇、併及之、周雅有之曰、孝子不匱、永錫爾類、傭義諸人之懿、舉不匱者、顧予也之咫尺、未克為之類、而美之鍾焉者如茲、豈天警我不逮、假之為弦韋也邪、於是乎取諸唐風、喜樂之餘、繼之以瞿々、

明和辛卯十一月

竹山居士中井積善書于薛荔窩

「積善之印」「子慶」(墨印)

【書き下し】

純なるかな、傭人義の孝や。渥きかな、太傅藤公の旌や。煥らかなるかな、吾畏友竹里子の述や。崑崎氏之を象し、弟積徳之を序す。社中或は梓し傳んと欲す。是れ以て一世を風し不朽に垂に足る。予訖然として以て喜び、乃ち天下と之を譚るを樂しむなり。郷者作國の稻垣氏子華、吾先子の門に出で、至性を以て旌典に膺る。予嘗て狀して以て世に行ない、既に傭義を吾姻革島氏の隸に獲る。實に語中云う所の如し。近ころ播の龍野、又孝婦芳貞婦參有り、俱に本藩の賞を受く。藩吾本土に係り、是を以て予亦た微獎有り。盖し傭義よりして推すなり。猗與民彝の泯びざる、天下固より其の人無からざる、今にして迺ち一時の美譚を我門に鍾るを得。是れ予の尤も訖然たる所。故に是の篇に跋するに因りて、併て之に及ぶ。周雅に之有りて曰く、「孝子匱からず、永く爾の類を錫う」と。傭義諸人の懿、舉な匱からざる者。顧うに予の咫尺、未だ之が類たる克わず。而れども美の鍾る者茲の如し。豈に天我不逮を警して、之を假り弦韋と為すなるか。是に於てか諸を唐風に取り、喜樂の餘、之に繼ぐに瞿々を以てす。

孝子儀兵衛行狀聞書

孝子義兵衛記録

右養母へ義兵衛年來孝心の儀、殊外行届き諸人感心致候。行跡之大略左之通りにて候。【二―四】

元來半右衛門末之百姓にて、随分困窮之身分之上、義兵衛幼年より養父に離れ申事故、其已來之艱難は申に不及、元より尺寸之田地も無之。日雇働小細工のわづかの賃錢を以、人十倍の筋骨を勞候。渡世の中より、長々の年月養母安心致候様に孝養の儀、寔に我名の義の文字に少しも恥不申候仕方、箇様之奇特心底に至り候ては、養實の差別は論に不及事と存候。尤實家の紙屋は相應に暮し申ものにて候へども、不通に遣、手切候事ゆへ、絶て通路も無之。又義兵衛事は甚之貧者故、此方よりは態とも通路は致しがたき勢に有之候上。【二―一】

少々の賃錢をとり、京都伏見又は近在へ罷越候節は、右鳥目の内にて、必ず時節の初物、又は老母の好み候物を、少々ながらも調へ歸り候。
【一五】

為人柔和にして、酒を好まず色にみだれず、禮讓厚うして己を謙り、人を敬ふ。幼より人とあらそはず。人を呵らず。人の善惡を陰にてもいはず。無欲にして外に望なく、唯親を安んじ、兄弟中よくせん事を心とせり。【一四】

かくてほどなく、富田や亭主相果、身上段々衰へければ、儀兵衛氣毒がりて、益ねんごろに通路いたし、今に二季のすゝ拂の手傳にまで行けり。年月をかさね、富田屋に居けれども、其所がらの風俗には、すこしも染たることなし。【一一】

前かた伏見に奉公せし事有。家業につき日く京へ青物買に通ひけるが、三日に一度は、かならず川嶋へ便有知る人のかたへ立より、母の安否を問ける。かくのごとくなること半年ばかりなりしが、兎角母の事氣づかひに思はれ、断をいひて奉公を引けり。【六一】

儀兵衛養子なる事を、母かたくつゝみかくせり。常く人に逢ひても実子といひ居けり。もしたれにても養子などいふひとあれば、直に打けすゆへ、儀兵衛養子なる事を皆て知らざりしが、

【一一】

儀兵衛常に母の存命をたのしみ暮せり。しかるに其意をしらずして、母の

是は孟子に相見え候。親の口を養ひ候も肝要なれども、親の心を養は
一入大切の儀との趣に自然と相叶ひ、別て奇特之至に御座候。【八一】
二

養母兼てより義兵衛事甚心に叶候へば、實子と申立罷有り、もし養子
杯と申人有之候へば、直に打けし候。義兵衛へも一向かくし罷有候。
義兵衛は其譯存知居候へども、是又右之様子故不存候體に致候譯故、
いよく以實家之通路は無之筈にて候。【一一】

義兵衛平生老母の存命を樂しみに致し罷在、もし他人など老人の長命

長命其方の難義なるべしなど、戯ながらもいふ人あれば、儀兵衛忽悦びざる色あらはるゝゆへ、耻入てまたいふ言葉なし。【十三】

故、其方の難儀杯と戯ながらに申候へば、面色替り内心には立腹致候體に相見え申候事、毎度有之候故、餘人も恥入挨拶に鹿末の事不申候由。【十五】

つねに母何にても好ものあれば、しばらくも其望を止め置事なし。尤貧に馴たる母なれば、させる望にはあらねども、昼夜何時といふ事なく、其好むものをととのへ、母の快食するを悦べり。【十七—二】

北野富田屋の墓所は、京寺町天性寺に有。儀兵衛、月に一兩度は、かならず参詣し、花水をたやさず。されどもいそがはしき身なれば、命日に参る事は稀なり。若用事ありて、幸に其命日に京に出れば、方角大きに違ひ、勝手悪き時も、それを厭ず参詣せり。【十九】

當春已來は、取わけて、足の痛み強く成しゆへ、毎夜湯をつかはせ、深更まで撫摩などし、別して萬に心を尽せり。【三十一—二】

老母當春已來は、取分け足のいたみ強く候故、毎夜湯を引せ候上に、深更迄はなでさすり、萬事に別して心を遣ひ罷在候。【十七】

或人儀兵衛に問。孝行をせよといふ教へを、儒者か佛者に、聞れしことありや。儀兵衛答に、曾て、孝行にせよといふ教へを聞きしことなしといふ。又問。孝行をすとおもはれ候や。儀兵衛答に、孝行にすとは存せず、唯大切にいたし候といへり。【三十四】

儀兵衛母へ能事のみならず。其外、善行美事はなはだ多かるべし。今其聞き及ぶあらしを記而已。【三十五】

【翻刻篇二】

凡例

・本稿は、中井竹山作成の詩「孝子義画像引」の訳註である。
・底本として、『貧陰集』（詩巻四、大阪大学附属図書館蔵）を用いた。また、『貧陰集』（『懷徳堂遺書』の内、懷徳堂記念会発行、明治四四年）を参照した。

・原文の翻刻の下に書き下しを附し、後に「注」を附した。
・原文に附された頭注・割り注は、「※」を附して後にまとめた。同様に、訂正・挿入などの校正の跡は、「校」を附して後に指摘した。
・翻刻に当っては、底本の文字にできる限り沿うよう留意したが、印刷の都合上一部改めた箇所もある。

孝子義画像引

明和庚寅冬

西岡美談近赫如
遠邇奔波訪其廬
有人貌取成一幅
贊揚頌述懇于余
艱苦經營洞屬狀
京邑有刻織悉書
但惜刻中脱旌典
人唯見慘不見舒
餘慶自成山九仞

西岡の美談近ごろ赫如たり
遠邇奔波して其の廬を訪う
人有り貌取りて一幅を成し
贊揚頌述すること余に懇なり
艱苦なる經營洞屬の状
京邑に刻有りて織悉に書すも
但だ惜しむ刻中旌典を脱し
人唯だ慘を見て舒を見ざるを
餘慶自ずから成す山九仞

何言一賁從我初
巔末甚所可道也
待我毫端媿媿據
嗟哉螺義天稟美
攀曾援閔眞孝子
吾人徒讀書五車
談上口時心先耻
人是革島一隸農
邑是太傳藤公封
我詳其蹟非一日
夫也本我媿家傭
屢思愛助諭里司
告府勸獎是事宜
邑中父老頑如石
脣焦舌乾無一唯
還家更念推挽策
俚言諄諄具事跡
普報親舊鳴不幸
欲極涸轍眼前陌
民犇不泯樹風聲
四方馳布與雷爭
余識不識齊投贈

何ぞ言わん一賁の我れより初むと
巔末甚だ道うべき所なりて
我が毫端の媿媿に據ぶるを待つ
嗟哉螺の義は天稟美しく
曾を攀ち閔を援く眞の孝子
吾人徒らに讀む書五車
談じて口に上すの時心に先づ耻づ
人は是れ革島の一隸農
邑は是れ太傳藤公の封
我其の蹟に詳らかなること一日に非ず
夫や本と我媿家の傭
屢しば愛助を思いて里司に諭す
府に告げ勸獎せん是れ事の宜しきをと
邑中の父老頑なること石の如く
脣焦れ舌乾くも一唯無し
家に還りて更に念う推挽の策
俚言諄諄として事跡を具う
普く親舊に報じ不幸を鳴らし
極わんと欲す涸轍眼前の陌
民犇浪びず風聲を樹て
四方に馳せ布すこと雷と争う
余の識ると識らざると齊く投贈し

俄頃金錢滿吾囊

江舸齋將親轉致

母子驚喜拜且擊

余言此慶我何力

天誘群衷遂汝生

舉邑狂呼走紛紜

纔知淑慝涇渭分

父老相議勢如此

公若詰問何所云

向余稽顙謝不敏

顛踣造府始陳聞

藤公激賞召義至

褒錫復除恩意勤

西岡草木被光風

餘輝接落日鬱蔥

誰傳余狀入紫禁

一朝獻納長信宮

太后袖去御楓宸

天顏有喜讀躬親

睿心感動篇未畢

對與太后霽龍巾

玉音言是上古事

豈謂明和年裏民

敕賜大官蔗霜果

申之御府錠子銀

俄頃金錢吾が囊に満つ

江舸もて齋將し親く轉致するに

母子驚喜して拜し且つ撃ぐ

余言えらく此の慶や我に何の力ぞ

天群衷を誘い汝が生を遂げしむと

邑を擧げて狂乎し走ること紛紜にして

纔く知る淑慝涇渭の分

父老相い議すこと勢此の如し

公若し詰問せば何をか云う所ぞと

余に向いて稽顙して不敏を謝り

顛踣して府に造りて始めて陳聞す

藤公激賞して義を召して至らしめ

褒錫復除恩意勤なり

西岡の草木光風を被り

餘輝洛に接して日び鬱蔥

誰か余の状を傳え紫禁に入り

一朝長信宮に獻納せん

太后袖にし去りて楓宸に御し

天顏に喜有りて讀むこと躬親す

睿心感動し篇未だ畢らず

對して與う太后龍巾を霽すを

玉音言えらく是れ上古の事

豈に謂わんや明和年裏の民と

敕して賜う大官の蔗霜果

之に申ぬ御府の錠子銀

中使一ノ殷勤に説く

德意何須嫌漏泄

傑義皇恐謝無辭

聞報万人齊擊節

天子明聖時隆治

不隔九天與九地

市井臣善亦何幸

附驥丹辰達名字

君不見元明元正坤御日

側微旌表炤史筆

千歲上兮千歲下

寧樂平安其揆一

今對斯像更長吁

負擔窮相陋且癯

世間無限輕肥子

渾把天倫作秦胡

雄才頭續亦多矣

麟閣雲臺皆煥平

若就本源論端的

應謝西岡餓隸圖

中使一ノ殷勤に説く

德意何ぞ須く漏泄を嫌うべけんやと

傑義皇恐し謝するに辭無く

報を聞きて万人齊しく節を撃つ

天子明聖にして時は隆治

隔てず九天と九地とを

市井臣善亦た何の幸ぞ

丹辰に附驥して名字を達す

君見ずや元明元正坤の御日

側微の旌表史筆に炤く

千歲の上千歲の下

寧樂平安其の揆一なり

今斯の像に對して更に長吁す

負擔の窮相陋にして且つ癯す

世間に限り無き輕肥の子

渾て天倫を把りて秦胡と作す

雄才頭續亦た多く

麟閣雲臺皆な煥かなるも

若し本源に就きて端的を論せば

應に謝すべし西岡の餓隸の圖

※一、京師石田社學徒刻孝狀行世(頭注)

※二、革島邑屬西岡(頭注)

※三、石田社刻蓋在此時有故闕旌表一事云(頭注)

※四、漢宮儀曰帝母稱長信宮(割注)

校一、「近」を「邇」に訂正。校二、「保」を「傳」に訂正。
校三、「誰」下に「傳」を挿入。校四、「臨」を「御」に訂正。
校五、「涙盈」を「霑龍」に訂正。校六、「人」を「民」に訂正。
校七、「聞」下に「報」を挿入。校八、「黜」を「績」に訂正。
校九、「矣」を「矣」に訂正。

【注】

○赫如…かがやく。○奔波…奔走する。争い赴く。○贊揚…たすけあらわす。ほめあげる。○頌述…ほめてのべる。○洞屬…深い愛の中に恭敬の意を含めるさま。○旌典…孝行貞烈などを表彰した匾額。○舒…のびやか。ここでは、貧乏を脱した後の様子を指す。○九仞…「為山九仞、功虧一簣。」『尚書』周書、旅獒。○纖悉…微細なところまでいきとどくこと。○毫端…筆のさき。○媿媿…くどくどしいさま。○摠…のべる。○攀會援閔…曾子と閔子騫と（ともに孝子として有名）の境地に達する。○吾人…われわれ。われら。○五車…「惠施多方、其書五車。」『莊子』天下。○太傅…淳仁天皇時代、惠美押勝が左大臣を「大傅」、右大臣を「大保」と改めたことがある。○藤公…鷹司家。鷹司家は藤原北家嫡流近衛家実の子、兼平を祖とする。革嶋家は鷹司家領革嶋南荘の下司職であった。○媿家…姻家。○唇焦舌乾…声を張り上げるさま。○推挽…車を後から推し前から挽くこと。転じて助力の意。○親舊…親戚と古い知人。○涸轍…轍の水たまりにいる魚、困窮することのたとえ。『涸轍鮒魚』、『莊子』外物。○民彝…「天惟与我民彝、大泯乱。」『尚書』康誥。『天与我民五常、使父義母慈兄弟恭子孝。』（同偽孔伝）。○風聲…善徳のおしえ。教化。○與雷爭…瞬く間に世間に広がった様子。○投贈…物を贈ること。○贏…かこ。○贖將…与え送る。○轉致…他の地に運ぶこと。○紛紜…みだれるさま。○淑慝…善悪、良否。○涇渭…一方の水が濁りもう一方が澄んでいることから、清

濁の意。○稽顙…ぬかづくこと。○顛踣…転び倒れること。あわてふためくこと。○復除…徭役を免除すること。○接浴…浴中（京都）に聞こえたこと。○余狀…『孝子義兵衛記録』を指す。○紫禁…皇居。○楓宸…天子の宮殿。漢代、宮廷中に楓樹を植えたからという。○睿…天子に関する事柄につける接頭辞。○蔗霜…白砂糖。砂糖菓子。○中使…内密の勅使。表むきでない天子の使者。○擊節…拍子をとる。拍手する。○隆治…大いにおさまった世。○市井臣善…市井の臣である積善、の意。「在邦則曰市井之臣、在野則曰草茅之臣。」『儀礼』士相見礼。なお、『愉婉録』写本では「臣善」が「まわり小さな文字で記されている。○丹辰…天子が諸侯に對する時、後に立てる赤色の屏風。○附驥…千里の馬にくっつく。驥尾に附す。○坤…女帝の意か。元明元正期には、大宝令・養老令の賦役令をうけ、しばしば「孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、終身勿事」との詔が出された（『統日本記』）。なお、『日本紀』より『三代実録』に至る約一六〇年間の孝子の顕彰全二〇件の内、五件は元明期であった（坂本太郎氏「飛鳥：奈良時代の倫理思想」『古典と歴史』吉川弘文館、昭和四七年）参照。また元正天皇による養老への改元には、所謂「養老の滝」伝説がある（『十訓抄』卷六・『古今著聞集』卷八など）。○側微…いやしい。○旌表…孝行貞烈の人に坊を建て匾を賜わり表彰すること。○寧樂…奈良。○長吁…深く嘆息すること。○窮相…貧乏な骨相。貧相。○輕肥…軽い裘と肥えた馬。贅沢の意。○雲臺…漢の宮中の高台。功臣の像を置いた。○麟閣…麒麟閣。武帝が麒麟を獲た時築いた高殿。功臣の像を置いた。○應謝…応対して謝する。○端的…事情。委細。

※、現在、孝子祭を執行されている孝子彰徳会、冷聲院には、資料の閲覧に際して格別のご配慮を頂いた。記して感謝する次第である。